

上尾市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

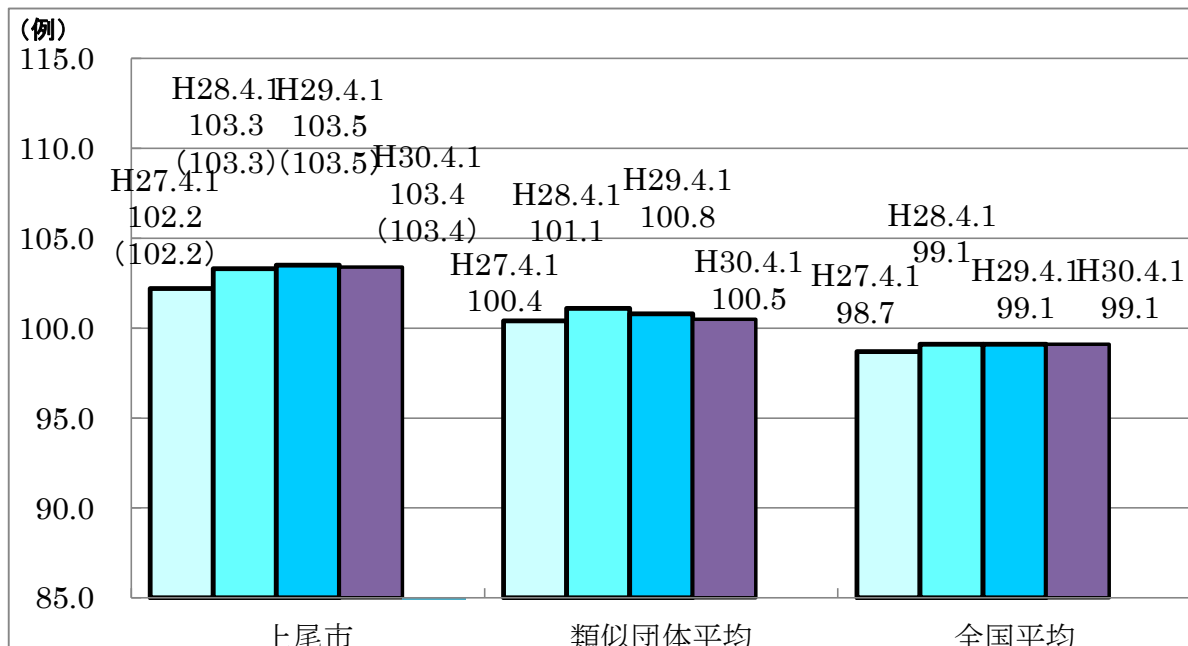
区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 228,092	千円 61,126,577	千円 1,964,615	千円 11,059,923	% 18.1	% 18.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市IV-3 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 1,296	千円 4,663,220	千円 1,042,055	千円 1,990,015	千円 7,695,290	千円 5,938	千円 6,599

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③国とは異なり、採用時の学歴を問わず本人の能力等により管理職に登用している。また、高齢層職員対策の未実施により高齢層職員の平均給料月額が高くなっていることから、平成30年4月1日より55歳以上の昇給停止を開始したところである。その他給料水準の引き下げの方法として、一般行政職全職員の平成31年4月1日の定期昇給の延伸を実施した。今後も給与水準の適正化に努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.2%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職の給料表についても、国の見直し内容を踏まえ、見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、上尾市においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点では4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%を支給。平成28年4月1日より6%を支給。

（参考）

	平成27年度の支給割合	平成28年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H30.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	5%	6%	—	6%
上尾市の支給割合	5%	6%	—	6%

③その他の見直し内容

住居手当の持家分について、国に準じて廃止を行った。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上尾市	40.4 歳	318,019 円	391,738 円	364,149 円
埼玉県	42.7 歳	323,690 円	412,850 円	378,337 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.5 歳	317,123 円	418,929 円	377,574 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
上尾市	50.2 歳	100 人	331,376 円	376,197 円	360,434 円	—	—	—	—
うち清掃職員	53.3 歳	22 人	347,200 円	403,277 円	384,532 円	廃棄物処理業従業員	45.8 歳	293,000 円	1.38
うち学校給食員	49.7 歳	44 人	328,700 円	356,902 円	353,118 円	調理士	43.5 歳	263,400 円	1.35
うち用務員	56.1 歳	2 人	354,000 円	405,100 円	400,000 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.96
埼玉県	55.6 歳	241 人	355,310 円	418,222 円	402,533 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	— 円	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	116 人	333,314 円	402,727 円	378,013 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
上尾市	—	—	—
うち清掃職員	6,620,516 円	4,038,000 円	1.64
うち学校給食員	5,880,924 円	3,527,900 円	1.67
うち用務員	6,762,500 円	2,808,700 円	2.41

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26年～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上尾市	38.0 歳	312,300 円	382,820 円
埼玉県	40.9 歳	343,772 円	412,980 円
類似団体	40.8 歳	324,122 円	385,007 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		上 尾 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	185,800 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	156,800 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	168,300 円	154,000 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	138,450 円	－ 円

(注) 1 上尾市では技能労務職の初任給を職種別、年齢別に基準額を設けているため、平均額を算出したものである。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	273,058 円	358,088 円	392,895 円	427,636 円
	高 校 卒	241,183 円	328,183 円	357,975 円	400,100 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	348,200 円	359,725 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

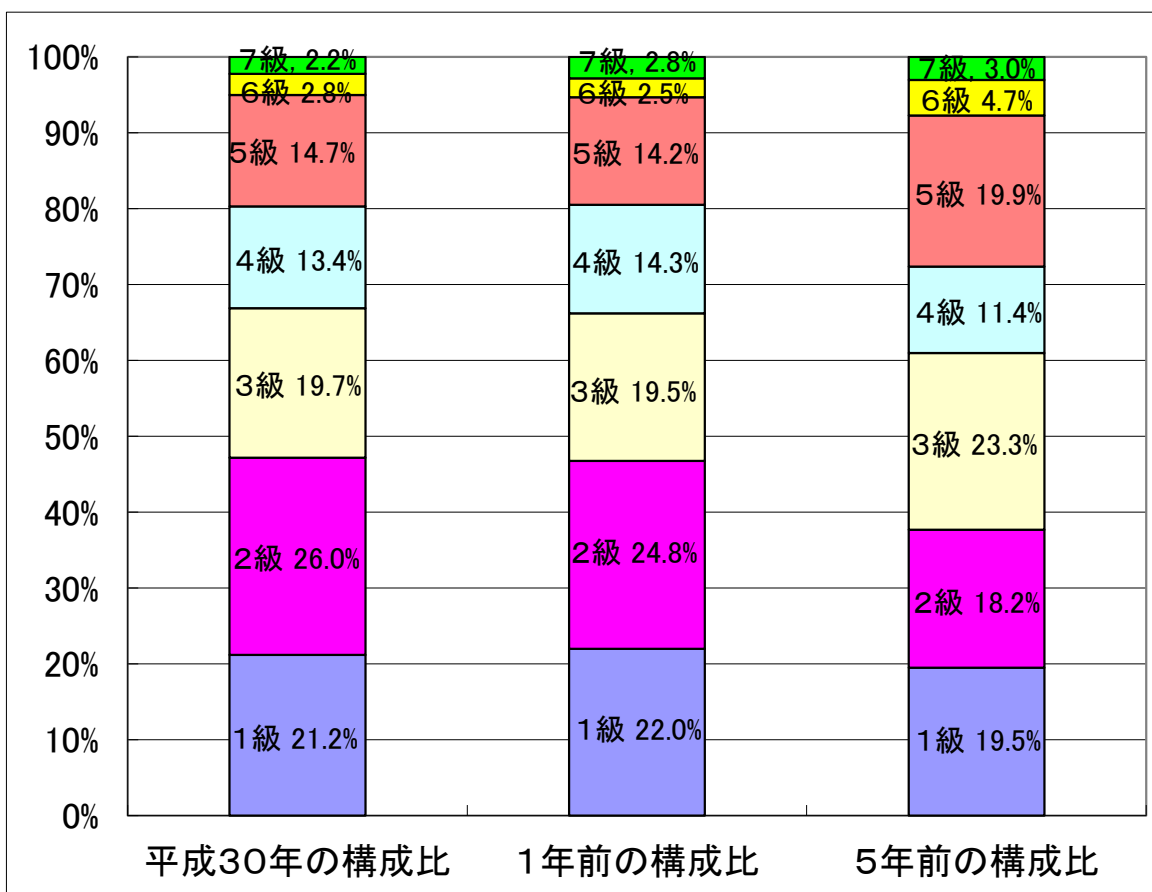
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（30年4月1日現在）

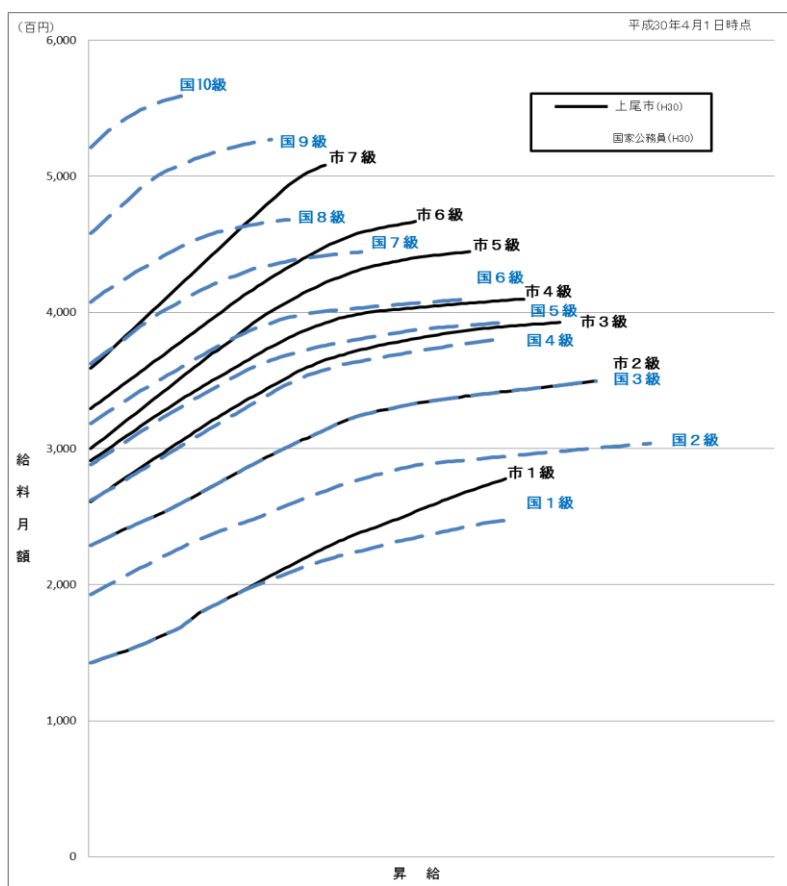
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事・技師	136人	21.2%	142,600円	277,600円
2 級	主任	167人	26.0%	228,900円	349,600円
3 級	主査	126人	19.7%	261,000円	392,600円
4 級	副主幹	86人	13.4%	290,900円	409,800円
5 級	課長・主幹	94人	14.7%	299,900円	444,500円
6 級	次長・副参事	18人	2.8%	329,300円	466,700円
7 級	部長・参事	14人	2.2%	358,800円	508,300円

(注) 1 上尾市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（上尾市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度末			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上尾市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,543 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,734 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○期末勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(上尾市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成31年度末			

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

上尾市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,505 千円	23,544 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 上尾市は、一部事務組合の埼玉県市町村総合事務組合に加入しています。

支給率はこの組合の条例で定められています。

(3) 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		327,702 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		223,687 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	埼玉県(支給率)
市内全域	6 %	1,465 人	6 %	9.7 %
地域手当補正後ラスパイレース指数		103.4		
(ラスパイレース指数)		(103.4)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給料水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		21,538 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		37,786 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		38.5 %	
手当の種類(手当数)		17手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	滞納処分のための物件の差押及び公売に従事した職員	滞納処分のための物件の差押及び公売の業務	日額250円
			4H以下125円
防疫業務手当	救護、移送、消毒等に従事した職員 獣畜の伝染性疾患の病原体を保有する獣畜又は獣畜の伝染性疾患の病原体を保有する疑いのある獣畜に対する防疫に従事した職員 人体に有害な薬品を使用して行う病害虫に対する防疫に従事した職員	救護、移送、消毒等の業務 獣畜の伝染性疾患の病原体を保有する獣畜又は獣畜の伝染性疾患の病原体を保有する疑いのある獣畜に対する防疫業務 人体に有害な薬品を使用して行う病害虫に対する防疫業務	日額300円
			4H以下150円
			1件あたり200円
行旅病人、同死亡人、変死人取扱手当	行旅病人の収容に従事した職員 行旅死亡人又は変死体の収容に従事した職員	行旅病人の収容の業務 行旅死亡人又は変死体の収容の業務	1件あたり5000円
			1件あたり200円
社会福祉業務手当	法定援護事務の指導調査等の業務に従事した者	法定援護事務の指導調査等の業務	日額250円
			4H以下125円
児童指導員業務手当	社会福祉施設の職員として児童指導業務に従事する児童指導員	社会福祉施設の職員として行う児童指導業務	月額4800円
消防業務手当	火災現場に出動し、消火活動又は火災原因調査に従事した職員 救急現場に出動し、負傷者の収容業務又は現場手当を施す業務に従事した職員 水難現場に出動し、水難者の収容業務または救助業務に従事した職員	火災現場に出動し、消火活動又は火災原因調査の業務 救急現場に出動し、負傷者の収容業務又は現場手当を施す業務 救急救命士法施行規則第21条各号に掲げる救急救命処置を行った場合 水難現場に出動し、水難者の収容業務または救助業務	1回600円
			1回300円
			1回600円
	機関員	機関員の業務	1回1000円 1勤務200円 半勤務100円
開庁職場手当	市の休日(12月29日から翌年1月3日までの日を除く)において、常に行われることとされている業務に従事する職員	市の休日(12月29日から翌年1月3日までの日を除く)において、常に行われることとされている業務	半日500円
			日額1000円
環境調査業務手当	ガス、粉塵その他の有毒物、高熱、騒音等が発散する場所において行う環境の調査又は指導に従事した職員	ガス、粉塵その他の有毒物、高熱、騒音等が発散する場所において行う環境の調査又は指導の業務	日額200円
			4H以下100円
特殊現場業務手当	高所、深所等危険性のある特殊な現場で行う測量、監理、監督、検査又は工事施工に従事した職員	高所、深所等危険性のある特殊な現場で行う測量、監理、監督、検査又は工事施工の業務	日額200円
			4H以下100円
災害時出動手当	異常な自然現象により災害が発生した場合又は異常な自然現象により災害が発生するおそれがあると認められる市規則で定める場合に、災害発生箇所又は災害が発生するおそれの著しい箇所での応急作業、監視作業、これらに関連した必要な調査等に従事した職員	異常な自然現象により災害が発生した場合又は異常な自然現象により災害が発生するおそれがあると認められる市規則で定める場合に、災害発生箇所又は災害が発生するおそれの著しい箇所での応急作業、監視作業、これらに関連した必要な調査等の業務	日額600円
			4H以下300円
違反建築指導手当	現地における違反建築物又は違法な開発行為の取締、指導に従事した職員	現地における違反建築物又は違法な開発行為の取締、指導の業務	日額250円
			4H以下125円
犬猫死体処理手当	犬猫の死体処理に従事した職員	犬猫の死体処理の業務	1件あたり300円
特殊運転手当	ブルドーザー、ショベルカー、グレーダー等の特殊運転に従事した者	ブルドーザー、ショベルカー、グレーダー等の特殊運転の業務	日額500円
			4H以下250円
犬猫死体焼却手当	犬猫の死体焼却に従事した者	犬猫の死体焼却の業務	1件あたり200円
清掃危険手当	ごみ、危険物の収集に従事した者	ごみ、危険物の収集の業務	日額550円
			4H以下275円
バス運転手当	バス又はマイクロバスの運転に従事した者	バス又はマイクロバスの運転の業務	甲1回750円
			乙1回600円
			丙1回250円
作業車運転業務手当	作業車の運転に従事した者	作業車の運転の業務	日額300円
			4H以下150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	338,179 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	265 千円
支給実績（28年度決算）	341,551 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	271 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円等	同じ		129,867 千円	239,607 円
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,500円	異なる	支給上限	94,172 千円	110,921 円
	②持家居住者→2,000円	異なる	支給額等		
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額(原則6ヶ月定期券額)	同じ		76,715 千円	65,401 円
	②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	異なる	支給額等		
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 →部長80,000円等	異なる	支給額等	136,130 千円	673,911 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区分		給料			月額		額等	
給料	市長	900,000 円			(参考)類似団体における最高/最低額			
	副市長	750,000 円			1,130,000 円	/	792,000 円	
報酬	議長	505,000 円			724,000 円	/	463,000 円	
	副議長	460,000 円			660,000 円	/	420,000 円	
	議員	435,000 円			606,000 円	/	400,000 円	
期末手当	市長	(29年度支給割合)						
	副市長	4.40			月分			
退職手当	議長	(29年度支給割合)						
	副議長	4.40			月分			
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)		
	副市長	給料月額×勤続期間の月数×100分の35×100分の115	17,388,000円	任期ごと				
備考								

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

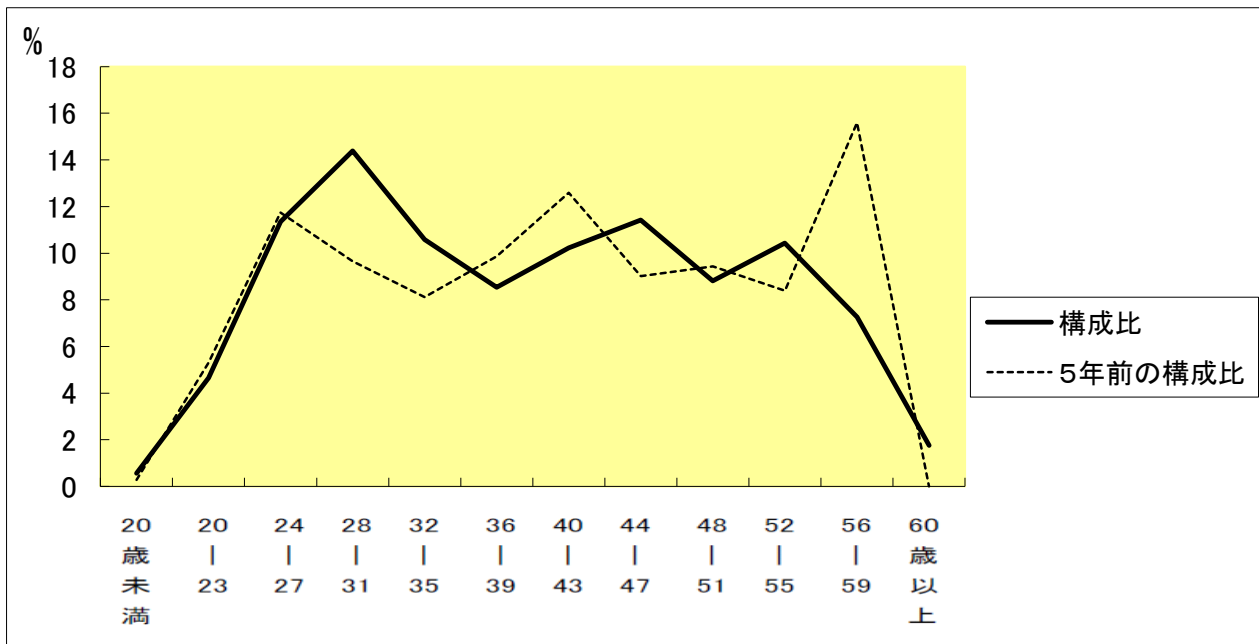
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	11	11	0	事務の見直しにより職員の適正配置に努めた。
	企画総務	212	211	-1	
	税務	68	68	0	
	民生	361	365	4	
	衛生	93	96	3	
	労働	2	2	0	
	農林水産	15	14	-1	
	商工	7	6	-1	
	土木	108	105	-3	
	計	877	878	1	
	教育部門	159	158	-1	
	消防部門	261	261	0	
	小 計	1,297	1,297	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.86 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.23 人)
等 公 営 門 会 計 企 業 部 業	特別会計	82	81	-1	
	公営企業	41	40	-1	
	小 計	123	121	-2	
合 計		1,420 [1,461]	1,418 [1,461]	-2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.17 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在) ※ 職員の配置



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	8 人	66 人	161 人	204 人	150 人	121 人	145 人	162 人	125 人	148 人	103 人	25 人	1,418 人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区 分		25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の 増減数(率)
部 門								
一般行政	職員数	886	885	878	874	877	878	▲ 8 (▲0.90%)
教 育	職員数	158	157	156	156	159	158	0 (▲0.00%)
消 防	職員数	261	261	261	261	261	261	0 (▲0.00%)
普通会計	職員数	1,305	1,303	1,295	1,291	1,297	1,297	▲ 8 (▲0.61%)
公営企業	職員数	125	122	122	118	123	121	▲ 4 (▲3.20%)
計	職員数	1,430	1,425	1,417	1,409	1,420	1,418	▲ 12 (▲0.84%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	3,639,745	515,450	216,999	6.0	6.4

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	40	159,625	31,246	67,435	258,306	6,458

(参考)団体平均 一人当たり給与費
千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
上尾市	42.8 歳	368,305 円	544,306 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上尾市		団体平均	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(29年度)	
1,511 千円		1,505 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.8 月分	— 月分	— 月分
(1.45)月分	(0.85)月分	(—)月分	(—)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(30年4月1日現在)

上尾市				団体平均			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分		勤続20年	— 月分	— 月分	
勤続25年	28.03950 月分	33.27075 月分		勤続25年	— 月分	— 月分	
勤続35年	39.75750 月分	47.70900 月分		勤続35年	— 月分	— 月分	
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分		最高限度額	— 月分	— 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置			
(退職時特別昇給)	(退職時特別昇給)
1人当たり平均支給額	— 千円	22,341 千円		1人当たり平均支給額	— 千円	9,878 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		10,660 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		226,804 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	6 %	47 人	6 %

エ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		- %	
手当の種類(手当数)		2手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	浄水場において高圧電気及び塩素の取扱いその他危険物を取扱う業務に従事した職員	浄水場において高圧電気及び塩素の取扱いその他危険物を取扱う業務	日 額200円 4H以下100円
	高所、深所等危険性のある特殊な現場で行う測量、監理、監督、検査又は工事施工に従事した職員	高所、深所等危険性のある特殊な現場で行う測量、監理、監督、検査又は工事施工の業務	日 額200円 4H以下100円
災害時出勤手当	警戒体制または非常体制の配備が発令されているとき、災害現場で応急作業等に従事した者	警戒体制または非常体制の配備が発令されているとき、災害現場で行う応急作業等の業務	日 額600円 4H以下300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	6,131 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	166 千円
支給実績(28年度決算)	5,980 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	157 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円等	同じ		4,066 千円	184,795 円
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,500円	同じ		2,929 千円	101,000 円
	②持家居住者→2,000円	同じ			
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額(原則6ヶ月定期券額)	同じ		3,353 千円	79,828 円
	②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同じ			
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 →部長80,000円等	同じ		4,800 千円	685,714 円